

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年12月 1日

石巻市監査委員 大塚 智也

石巻市監査委員 清水 俊雄

石巻市監査委員 奥山 浩幸

- 1 監査対象部課等 教育委員会  
事務局、教育機関及び附属機関等（小中学校は本庁管内のみ）
- 2 監査期間 令和7年8月29日から令和7年11月28日まで
- 3 監査対象範囲 前回監査終了時から令和7年6月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務について、処理状況を試査したところ、結果は次のとおりです。
  - (1) 勧告事項 ー
  - (2) 指摘事項 別紙のとおり
  - (3) 指導事項 事務局長に対し別途指導済み
  - (4) 注意事項 事務局長に対し別途注意済み

# 指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
学校教育課	財産管理事務 (令和6年度)	<p>本庁管内の学校において、薬品の保管状況等を試査したところ、薬品庫に施錠し厳重に保管されていたが、薬品管理台帳については、薬品ごとの使用状況や購入履歴等の記録がなされていない事例が複数の学校で見受けられたので、今後は、宮城県教育庁義務教育課長通知及び学習指導要領等に基づき、適正に保管薬品の残量を管理し、薬品管理台帳の記録をするよう、各学校へ指導するとともに、各学校から管理状況の報告を求め、不適正な管理については早急には正すること。</p> <p>なお、前回監査（令和5年度）において、同旨の指摘をしている。</p>
	団体管理事務 (令和6年度)	<p>以下の団体に係る預金通帳、出納簿、収入・支出調書及び関係書類を試査したところ、次のとおり不適正な処理が見受けられたので、公金の取り扱いに準じて適正な処理を行うこと。</p> <p>1 東部採択地区協議会</p> <p>(1) 立替払い</p> <p>支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 レターパック代 (調査員会・採択協議会、採択決定通知)</li> <li>・金額 1,850円</li> <li>・支出伺 令和6年8月26日</li> <li>・支払日 令和6年6月4日（領収書日付）</li> <li>・預金払出日 令和6年8月27日</li> </ul> <p>(2) 支払遅延</p> <p>請求日（令和6年6月13日：1件、同月22日：2件）から支払日（同年8月27日）まで2か月以上を要し、支払遅延となっていた。</p>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
中里小学校	財産管理事務 (令和6年度)	薬品の保管状況等を確認したところ、理科準備室内の薬品棚に施錠し厳重に保管されていたが、薬品台帳については、令和4年度以降更新されておらず、薬品毎の使用、購入履歴等の記載もないため、今後は宮城県教育庁義務教育課長通知及び学習指導要領等に基づき、適切に保管薬品の残量を管理し、薬品管理台帳の記録をすること。
大街道小学校	財産管理事務 (令和6年度)	薬品の保管状況等を確認したところ、理科準備室内の薬品棚に施錠し厳重に保管されていたが、薬品台帳については、各薬品の残量は記載されているものの、薬品毎の使用日、使用履歴等には記載漏れがあったため、今後は宮城県教育庁義務教育課長通知及び学習指導要領等に基づき、適切に保管薬品を管理し、薬品管理台帳の記録をすること。
稲井公民館	団体管理事務 (令和6年度)	<p>以下の団体に係る預金通帳、出納簿、収入・支出調書及び関係書類を試査したところ、次のとおり不適正な処理が見受けられたので、公金の取り扱いに準じて適正な処理を行うこと。</p> <p>1 稲井公民館利用団体連絡協議会</p> <p>(1) 立替払い</p> <p>支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 役員会開催時お茶代</li> <li>・金額 623円</li> <li>・支出伺 令和6年5月13日</li> <li>・支払日 令和6年5月9日（領収書日付）</li> <li>・預金払出日 令和6年5月13日</li> </ul>

対象部課	不適正事項																	
	項目	内容																
河南公民館	団体管理事務 (令和6年度)	<p>以下の団体に係る預金通帳、出納簿、収入・支出調書及び関係書類を試査したところ、次のとおり不適正な処理が見受けられたので、公金の取り扱いに準じて適正な処理を行うこと。</p> <p>1 河南地区青少年健全育成市民会議</p> <p>(1) 立替払い</p> <p>支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>① 役員会お茶代（会議費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 1,749円</li> <li>・支出伺 令和6年6月21日</li> <li>・支払日 令和6年6月21日（領収日付）</li> <li>・預金払出日 令和6年7月17日</li> </ul> <p>2 河南地区体育団体連絡協議会</p> <p>(1) 収入処理の遅延</p> <p>会員から預かった年会費について、河南公民館の事務所に約2か月間保管し、後日、収入処理をしているものが見受けられた。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>預り日 (領収書月日)</th> <th>会費</th> <th>収入伺日</th> <th>預金入金日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月〇日（1件※団体） (日付なし)</td> <td>3,000円</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">7月17日</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">7月17日</td> </tr> <tr> <td>5月29日（1件※団体）</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5月8日（1件※団体）</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>6月14日（1件※団体）</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>6月29日（1件※団体）</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 立替払い</p> <p>支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>① 会議用お茶代（会議費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 2,252円</li> <li>・支出伺 令和7年3月5日</li> <li>・支払日 令和7年3月4日（領収日付）</li> <li>・預金払出日 令和7年3月5日</li> </ul> <p>② 郵便切手代（事務費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 3,480円</li> <li>・支出伺 令和7年3月6日</li> </ul>	預り日 (領収書月日)	会費	収入伺日	預金入金日	5月〇日（1件※団体） (日付なし)	3,000円	7月17日	7月17日	5月29日（1件※団体）	3,000円	5月8日（1件※団体）	3,000円	6月14日（1件※団体）	3,000円	6月29日（1件※団体）	3,000円
預り日 (領収書月日)	会費	収入伺日	預金入金日															
5月〇日（1件※団体） (日付なし)	3,000円	7月17日	7月17日															
5月29日（1件※団体）	3,000円																	
5月8日（1件※団体）	3,000円																	
6月14日（1件※団体）	3,000円																	
6月29日（1件※団体）	3,000円																	

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支 払 日 令和7年3月5日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和7年3月6日</li> <li>③ 事務用消耗品 (事務費)</li> <li>・金 額 1,698 円</li> <li>・支 出 伺 令和7年3月6日</li> <li>・支 払 日 令和7年3月5日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和7年3月6日</li> </ul> <p>3 かなんクロスカントリー大会実行委員会</p> <p>(1) 立替払い</p> <p>支払日 (領収日付) 以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>① 郵便切手代 (通信運搬費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金 額 5,720 円</li> <li>・支 出 伺 令和6年11月14日</li> <li>・支 払 日 令和6年11月11日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和6年11月14日</li> </ul> <p>② 事務用消耗品 (消耗品費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金 額 1,950 円</li> <li>・支 出 伺 令和6年11月22日</li> <li>・支 払 日 令和6年11月21日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和6年11月22日</li> </ul> <p>③ お茶代 (食料費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金 額 4,752 円</li> <li>・支 出 伺 令和6年11月22日</li> <li>・支 払 日 令和6年11月21日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和6年11月22日</li> </ul> <p>④ お茶代 (食料費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金 額 6,490 円</li> <li>・支 出 伺 令和6年12月3日</li> <li>・支 払 日 令和6年11月30日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和6年12月3日</li> </ul> <p>⑤ ガス使用料 (材料費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金 額 8,000 円</li> <li>・支 出 伺 令和6年12月3日</li> <li>・支 払 日 令和6年12月1日 (領収日付)</li> <li>・預金払出日 令和6年12月3日</li> </ul>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>4 自然公園旭山愛護会</p> <p>(1) 立替払い</p> <p>支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <p>① 大抽選会景品代（事業費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 3,097 円</li> <li>・支出伺 令和6年11月10日</li> <li>・支払日 令和6年11月10日（領収日付）</li> <li>・預金払出日 令和6年11月12日</li> </ul> <p>② おにぎり代（事業費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額 10,368 円</li> <li>・支出伺 令和6年12月19日</li> <li>・支払日 令和6年11月10日（領収日付）</li> <li>・預金払出日 令和6年12月19日</li> </ul>
北上公民館	団体管理事務 (令和6年度)	<p>以下の団体に係る預金通帳、出納簿、収入・支出調書及び関係書類を試査したところ、次のとおり不適正な処理が見受けられたので、公金の取り扱いに準じて適正な処理を行うこと。</p> <p>1 北上文化協会</p> <p>(1) 立替払い</p> <p>支払日（領収日付）以降に預金から払出した例があり、立替払いと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出内容 みやぎ県民文化祭参加に係る有料道路利用料</li> <li>・金額 2,680 円</li> <li>・支出伺 令和6年10月21日</li> <li>・支払日 令和6年10月20日（領収書日付）</li> <li>・預金払出日 令和6年10月21日</li> </ul>